

使用前確認申請書

原管発官R2第278号

2021年 4月22日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 東京電力ホールディングス株式会社 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 柏崎刈羽原子力発電所 所在地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年4月5日 原規規発第2104057号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査（表2-9） 期日 自 2021年5月 至 2021年6月 場所 柏崎刈羽原子力発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表2-11） 期日 自 2021年5月 至 2021年6月 場所 柏崎刈羽原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2021年8月

原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合にあっては、その使用の期間及び方法

—

(手数料 金 593,500 円)

添付書類

- (1) 工事の工程に関する説明書
- (2) 工事の工程における放射線管理に関する説明書
- (3) 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021 年度					
	4	5	6	7	8	9
発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備						
		工事期間				
			←→	使用前事業者検査 (表 2-9)		
			←→	使用前事業者検査 (表 2-11)		

添付書類（２）

工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該工事場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係わる品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要度に応じ、下表の「グレードの区分」に従い管理を行う。

使用前確認対象施設		安全重要度又は設備分類	グレードの区分※
原子炉施設	クラス1の設備	クラス1	A
	クラス2の設備	クラス2	
	クラス3の設備	クラス3	B
	上記以外の設備	—	C
原子炉施設のうち 重大事故等対処施設	重大事故等対処設備 (常設設備)	SAクラス2	A
	重大事故等対処設備 (可搬設備)	SAクラス3	B
	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの又は使用条件を踏まえ、十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用する設備	火力技術基準	B
	上記以外の設備	—	C

※重要度が最も高い区分がAとなる。

A及びBに該当するものが施設管理における重要度の高い設備となり、設計から工事、設置後の保全においても、施設管理における重要度を踏まえた整理を行っている。

なお、本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を別紙に示す。

本申請書において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

発電用原子炉施設の 種類	設備名	設計基準対象施設	重大事故等対処施設	
			設備分類	機器クラス
その他発電用原子炉 の附属施設 1 非常用電源設備	非常用ディーゼル発電設備 保護継電装置	クラス1	常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—